

## 不起訴処分を不当とする理由

### 内容

第1	検察審査会に審査を求める範囲 .....	30
1	告訴人が求めてきた被告訴人と罪名の範囲 .....	30
2	東京電力の原子力発電担当役員による業務上過失致死傷 .....	31
3	15メートルの津波の可能性を国に報告したのは事故発生の4日前 .....	32
第2	事件を福島から東京に移送した問題点 .....	33
第3	なぜ、強制捜査を実施しなかったのか .....	35
1	検察庁内部にも「隠された証拠が絶対にある」という意見があった .....	35
2	捜査を尽くさないで、なぜ予見可能性が否定できるのか。 .....	37
第4	被害の発生と因果関係 .....	39
1	災害関連死及び避難や被害に伴う死傷について .....	39
2	甲状腺ガンとの因果関係 .....	41
3	傷害について .....	43
4	請戸の浜の悲劇 .....	46
第5	業務上過失致死傷罪における過失と津波の予見可能性 .....	49
1	不起訴理由の構造 .....	49
2	予見可能性の程度 .....	50
3	被告訴人は、何を予見する必要があったのか。 .....	50
4	2002年には、当時役員であった被告訴人らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった .....	51
5	2004年12月スマトラ島沖地震・大津波 .....	54
6	2006年マイアミレポート .....	59
7	2006年耐震設計審査指針の改訂 .....	61
8	2007年7月中越沖地震の発生と同時故障の多発 .....	62
9	2008年には、当時東京電力の役員であった被疑者らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった .....	67

10	2008-2009年には、貞観津波規模の地震想定によって、被告訴人らは福島第一原発に9m程度の津波が襲う危険を予見することが可能だった..	71
11	事故回避のためには防潮堤の設置だけではない措置がとりえた .....	73
第6	想定を超える津波が炉心溶融を引き起こしうることは予見可能であった..	75
第7	規制当局すら骨抜きにしていた東京電力 .....	76
第8	事故後も続いた隠ぺい工作 .....	78
1	2011年3月7日の保安院への試算結果の報告 .....	78
2	3月13日東京電力会見 .....	78
第9	原発事故を繰り返さないために .....	79

## 第1 検察審査会に審査を求める範囲

### 1 告訴人が求めてきた被告訴人と罪名の範囲

本件申立人も含む告訴人（本件申立人についても、以下「告訴人」とします）らは、平成24年（2012年）6月11日提出の告訴状と追加書面において、

- ・東京電力役員15名
- ・法人としての東京電力株式会社
- ・国（原子力安全委員会，原子力安全保安院，文部科学省）の行政機関職員15名
- ・福島県放射線健康リスク管理アドバイザー3名

の合計33名と1社を、被告訴人として告訴しました。

また、告訴人らは、東京電力とその役員ら、国行政機関職員ら、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーらの被告訴人らには、業務上過失致死傷罪，公害犯罪処罰法違反，業務上過失激発物破裂罪が成立すると主張してきました。

しかし、検察審査会への審査に当たって、市民によって構成される検察審査会の審理がより深まり充実したものとなるように、論点が明

確になり的確な判断がなされるように、審査対象を次の点に限定し、この点についてのみ、判断を求めることとしました。

## 2 東京電力の原子力発電担当役員による業務上過失致死傷

被告訴人は、本件事故以前に原子力発電を担当していた東京電力役員の中から、次の者に限定しました。対象となる罪名は、検察庁が成立の可能性を否定していない、業務上過失致死傷罪に限定することとしました。

検察審査会において、審査を求める被疑者（告訴における被告訴人であった者（以下、本書面においては、「被告訴人」とします）は以下のとおり。

- (1) 勝俣恒久
- (2) 鼓紀男
- (3) 小森明生
- (4) 武藤栄
- (5) 武黒一郎
- (6) 榎本聡明

なお、被告訴人の吉田昌郎は、事故後の収束作業に従事し、その後ガンを発症し死亡したため、刑事責任を問うことができません。しかし、後述する平成20年（2008年）に高さ15メートルを超える津波があり得るという試算の後に、津波対策が検討された際、「試算の結果に過ぎず、実際には（巨大な）津波は来ない」として対策を見送り、土木学会に念のために検討を依頼したとされます。この際、社内には、沖合に防潮堤を築くという提案があったにもかかわらず、これを見送る決定がなされたとされていますが、この決定は、被告訴人の武藤栄（当時原子力立地副本部長）と被告訴人の吉田昌郎（当時原子

力設備管理部長)であったと報じられています<sup>1</sup>。

吉田氏は、要求されなければ、この試算結果を原子力安全・保安院にも伝えないように指示していたとされています。

### 3 15メートルの津波の可能性を国に報告したのは事故発生の4日前

平成22年(2010年)11月に保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状について説明をするように要請しました。

これに対して、平成23年(2011年)3月7日、東京電力は保安院に対して、明治三陸地震：O.P.+13.7m～15.7m。延宝房総沖地震：O.P.+13.6m)、貞観津波：O.P.+8.7m～9.2m)と報告しました。事故のわずか4日前です。なお、3・11の事故当時の福島第一原発の想定津波高はわずか6.1mでした。

平成23年(2011年)3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、津波の浸水高はO.P.約+11.5～15.5mに達しました。東京電力および被告訴人である取締役らは、幾度となく福島第一原発

平成23年3月7日  
東京電力株式会社

#### 福島第一・第二原子力発電所の津波評価について

取扱注意  
お打ち合わせ用

##### 1. 基本方針

- ①発電所の津波対策については、土木学会原子力土木委員会津波評価部会における審議状況、貞観津波を視野に入れて社内検討を実施する。(現在検討中)
- ②発電所の津波評価については、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂時期(平成24年10月改訂予定)、バックチェック最終報告の時期に応じて適切に対応する。

##### 2. 発電所の津波対策に関する現状の社内検討状況

- ①津波対策工(防波堤・護岸の強化、建物・構築物の新設、ポンプの水密化など)に関する検討
- ②津波対策工を考慮した津波評価の合理化に関する検討

<sup>1</sup> 政府事故調中間報告書 395頁～399頁ほか

における津波高の試算を繰り返し、警告的な数値を得ていました。それらをひた隠しにして、何らの安全性強化策もとらずに、国の規制当局のたびたびの催促によって、ようやく渋々と試算結果を報告したのは震災の4日前でした。その間、津波が想定を超えた場合には、原発に破滅的な損害を与えることについても、市民団体や株主らから度々警告されていました。

そして、本件事故発生後5か月半にわたって、東電は上述の3月7日の保安院に対する報告を、秘密にして隠し続けていました。その間、東電は、本件事故は「想定外の津波」を原因とするものであり、東電には法的責任がないとの主張を繰り返していました。事故後も隠ぺいは続いたのです。

## 第2 事件を福島から東京に移送した問題点

本件は、福島地検に告訴されていた事件であるのに、これを東京地検に移送したうえで不起訴としたことで、告訴人らの福島検察審査会における審査の機会が奪われました。

福島の事件を東京地検に移送した理由について、東京地検・福島地検は、処分の安定性・統一性を保つためであるとしています（平成25年（2013年）9月13日東京地検、9月25日福島地検での説明会）。しかし、地検の説明会において、この件については東京高検・最高検など上級庁も入り、処分結果の調整をしていたことを認めています。このような実務の中で、そもそも統一的な処分がなされないという可能性はありません。

第一次告訴人は福島の人々だけで、この告訴人が福島地検を選んだことは重要な事実です。両地検での説明では、福島の検察審査会への申立ができない法的な仕組みとなっていることは知っていたと述べています。福島地検の松本検事は否定しましたが、事件を福島地検か

ら東京地検に移送したのは、被害現地である福島を検察審査会への申立を不可能にするためではないかと強く疑われます。

また、移送処分は日常的に行われる処分であると松本検事は説明しました。しかし、移送処分は、被疑者の現在地や犯罪地と異なる管轄の検察庁から、事件を処理するのが相当と認められる当該の検察庁に移送するという処分です。

松本検事は被告訴人の多くが東京にいたと説明しました。しかし、移送処分をしたのは不起訴処分の1時間前です。また、本件においては、上述のように被害者（告訴人）は福島県民です。被害者の意思を尊重するという告訴の趣旨に照らしても、福島地検は自ら不起訴処分を下すべきでした。

法的な仕組みでは、事件を再起して再度告訴団の事件だけでも福島に再移送し、再度福島地検として不起訴にすることは可能なはずであり、福島地検における説明会の際に、告訴人らはそのような措置を求めました。東京地検の杉山検事も、そのような方法は理論的には不可能ではないと認めました。しかし部内での再検討を約束することを拒み、移送は部内で議論を尽くして決めたことであり見直す余地がないとし、その場で告訴人らの要望は拒否されました。いよいよ、この移送は福島検察審査会の審査を回避するためであったと考えざるを得ません。

私達は、本件を、東京に在住する有権者に構成される検察審査会の手任せざるを得ないこととなりました。委員の皆さまには、このような事実経過があったことをご理解いただき、本件事故によって福島の住民が被った被害を正確に把握し、福島県民の痛み、苦しみに寄り添って、本件の審査に当たっていただくことを強く要望します。

### 第3 なぜ、強制捜査を実施しなかったのか

#### 1 検察庁内部にも「隠された証拠が絶対にある」という意見があった

9月9日付の共同通信の配信記事は、検察庁内部における本件の捜査経緯について、複数の検察官からの綿密な取材に基づいて次のように報じています。

「丸投げ

「今回は警察で受けてくれませんか」。昨年初め、東京・霞が関の法務・検察合同庁舎で開かれた会議で東京地検や最高検の検事が、検察庁の担当者らに原発捜査の丸投げを打診した。

巨大津波が引き起こした未曾有の原発事故を「人災」として裁くべきだ。東日本大震災から2カ月が過ぎたころから、東京地検や福島地検には東電幹部らを対象とする告発状が届き始めた。

当初はその多くが「犯罪事実を特定していない」と返送された。ある検察関係者は「事件にするのは難しく、無駄な捜査という意見が多かった。内容が整った告発状でも『突き返せ』と主張する検事がいた」と明かす。

だが告発は次々と寄せられ、「受けざるを得ない」という状況に追い込まれていった。それでも消極姿勢は変わらず、人員の多い警察に捜査を持ち掛けたが、回答は「できる限り協力する」と事実上の拒否だった。

結局、退官を目前に控えた笠間治雄（かさま・はるお）検事総長（当時）が着手を決断。会議から約半年後の昨年8月、検察が一部の告訴・告発状を受理して前例のない捜査が始まった。

強制捜査せず

捜査には東京地検と福島地検で作った約20人のチームが当たった。政府、国会、民間、東電...既に四つの調査委員会が分厚い報告書をまとめていたが、刑事責任追及に安易な引用は許されない。東電中枢部

や地震の研究者ら100人超をリストアップし、津波の危険性を誰が、どの程度認識していたのか、地道に聴取を重ねていった。

だが、告発側が強く求めた東電本店の家宅捜索などの強制捜査は見送られた。「隠された証拠が絶対にある」と積極論もあったが、捜査会議では「事故の収束作業を妨げかねない」「起訴できると期待させてしまう」と慎重意見が相次いだ。

今年3月には不起訴の方針は固まっていたとされる。だが、告発側は「早々の幕引きは許さない」と徹底捜査を要請。入念な確認作業が続き、参院選後の8月には菅直人元首相ら事故当時の政権幹部にも釈明を求めた。

手順を踏んだ末の結論は、当初の見込み通りの全員不起訴。検察内部には今、徒労感にも似た空気が漂う。「誰がやっても結論は同じ。意欲が湧かなかった」「『起訴は無理』と示すための捜査。要は頭の体操をただけだ」。捜査を振り返る幹部の声は冷ややかだ。

アリバイ

なぜ、困難な捜査を尽くして限界を示す必要があったのか。

検察側がずっと心配していたのは「その後」の動きだ。不起訴処分を表明すれば、告発側は検察審査会へ申し立てをするとみられる。尼崎JR脱線事故や陸山会事件など、市民の判断で強制起訴になった例もあり、捜査に厳しい目が向けられることが十分予想できた。

検察関係者によると、「家宅捜索をしていない」と批判されるのを恐れた検事が、東電に事前に資料を用意させた上で、捜索令状を取って押収する“裏技”を提案したこともあったという。

検審にらみで長期化した捜査。東京地検の幹部は「処罰を求める国民感情もある。検審から再捜査を求められるかどうかは五分五分だ」と表情を引き締める。ある検察OBは「この1年の捜査は『できるこ



とを尽くした』というアリバイ作りでしかない」と総括した。」<sup>2</sup>

## 2 捜査を尽くさないで、なぜ予見可能性が否定できるのか。

この記事から、「隠された証拠が絶対にある」という意見が検察庁の内部にもあったことがわかります。しかし、このような正論は通りませんでした。「事故の収束作業を妨げかねない」「起訴できると期待させてしまう」という慎重意見が相次いだとは情けない限りです。たった一枚の会社の内部資料が、被疑者らの過失責任、とりわけ問題となっている津波被害の予見可能性を基礎付ける可能性がありました。

なぜなら、東京電力には、過去に前科があるからです。経済性重視、安全軽視、不都合な情報の隠ぺいという「東電体質」は、数十年にわたって連綿と続いてきたものであり、そのなれの果てが、今回の福島事故です。東京電力は情報の隠ぺいについては、過去に数々の先例を残しています。

原子力の分野において、極めて重要な決定的証拠資料が長期にわたって隠されたケースは数えきれないほどありますが、東京電力のケースについて紹介します。

平成14年（2002年）12月には、東京電力不正損傷隠し事件について、本件代理人の河合と海渡は多くの市民による刑事告発事件の代理人を務めました。

東京電力不正損傷隠しとは、東京電力の福島第一・第二、新潟の柏崎刈羽の原発計13基で、1980年代後半から90年代半ばにかけて自主点検記録に虚偽記載の不正がなされていたことが平成14年（2002年）8月29日、原子力安全・保安院（以下保安院と略称）の報道発表によって明らかとなった事件です。その後事態は次々に拡大していきました。

---

<sup>2</sup> 平成25年（2013年）9月11日北海道新聞

原子炉内の機器であるシュラウド（炉心隔壁）やその周囲のジェットポンプなどに発見されたひび割れなどを、国に報告せず、あるいは記録を虚偽記載したものであり、疑惑は29件にも及びました。この東京電力不正損傷隠し事件は、過去に国に虚偽報告を行っていた点について、過失責任が問われていた事件です。

そして、本件においても、強制捜査をしてほしいと言うことは、告訴団の一貫した重要な要求でした。これは細かな事実ではありません。前記の共同通信の配信記事に、東京地検は抗議していません。抗議できないということは、事実このとおりだからだと考えざるを得ません。

「隠されている証拠が絶対ある」という意見は、私達が繰り返し地検に述べていた意見でもありました。このような意見が部内にもありながら、なぜ強制捜査できなかったのか。「事故の収束作業を妨げかねない」というのは、今の汚染水漏れの実情を見れば、まさにあべこべです。検察庁が強制捜査もしないで、東京電力を徹底的に甘やかしたから、二年半も遮水壁の構築を先送りすることになったのです。

津波の予見可能性の有無について判断するのであれば、事故以前の東京電力社内のすべての証拠を収集し、東京電力内部でどのような検討がなされていたのかを解明しなければなりません。そのためには、強制捜査による関係資料の押収が欠かせないのです。これは、市民が行うことは不可能であり、国民から捜査権を付託された検察庁の重大な責務です。

そして、不起訴後の各社報道においても、「誠実な捜査尽くしたか」等、検察の処分には強い批判が投げられています。また、福島県内の富岡町や飯舘村などの自治体の首長たちも、不起訴決定に憤りの声を上げています（別紙各社報道参照）。

多くの市民の生命と生活、生業を根こそぎ奪ったこの事故について、検察庁としての責務を怠り、必要な強制捜査を行わずに不起訴処分を

下したことは、起訴・不起訴の決定を独占している検察庁による不当な判断です。市民がこれを正すためには、検察審査会が断を下す以外にはありません。

#### 第4 被害の発生と因果関係

##### 1 災害関連死及び避難や被害に伴う死傷について

###### (1) 総論

本件において、被害者らは本件原発事故により放出された放射能から逃げまどい、その避難先と途中で病気の悪化または衰弱により死亡しています。また、避難や被害を苦に自殺した方もいます。

不起訴理由概要（上述の両地検での説明会で配布された「東京電力福島原子力発電所における事故に関連する告訴告発事件の処理について」）は、犯罪行為とその結果を結びつける相当因果関係について、判断していません。その理由については、福島地検の松本検事は、過失責任の前提である予見可能性が認められなかったため、それ以上の過失責任について判断する必要がなかったためと説明しています。しかし、検察庁の判断が相当因果関係を否定したものではないとも述べています。8月9日朝日新聞朝刊に、8月中にも福島原発事故について、告訴・告発について不起訴処分がなされる方向で検察庁が調整に入っているという報道がなされました。

この報道においても、検察庁は、「事故と災害関連死との因果関係はないとは言い切れない。」ということ認めています。本件は、極めて重大な事件であり、検察審査会が起訴の当不当を判断する上で、因果関係についての明快な判断を示しておくことは可能であり、必要なことでした。

本件において、被害者らは本件原発事故により放出された放射能から逃げまどい、その避難先と途中で病気の悪化または衰弱により死亡

しています。また、避難や被害を苦に自殺しています。

このような介在事情がある場合に、因果関係の有無は刑法上の重要な論点ともなります。

事故がなければ、避難することもなかった訳であり、事故と多くの災害関連死の条件関係は明らかで、相当因果関係についても、行為の危険性が結果へと現実化したかについて検察庁は明快な判断を示すべきでした。

なぜなら、そのような場合であるからこそ、余儀なく避難する行為が、病気を悪化させ死に至るという結果を引き起したといえるからです。そうすると、因果関係の間に人の行為が介在した場合の判断は、①行為の危険性は行為時に存在した事情を基礎に客観的に判断し、②介在事情がある場合に、それが行為によって、「支配」「誘発」されたのであれば、介在事情は通常の因果の流れを切断せず、因果関係は認められます。

## (2) 避難中の双葉病院及び県内の避難先とその途中での死傷

被害者は避難先または途中での救援が間に合わず死傷しているものですが、被害者自身の避難行為という介在事情があることから、因果関係が認められるか問題となります。

この点について、被害者らが避難したこと自体及び救援が間に合わなかったことの原因は、被疑者らの原発事故の想定、対応の不備により本件原発事故を引き起こしたことにあります。すなわち、加害者である被告訴人の過失によって、避難を余儀なくさせられ、また救援が間に合わなかったといえます。

そもそも、被害者の避難行為という介在事情は、主体的に意図したのではなく、行為者の行為によって必然的にもたらされたものです。

よって、介在事情は、行為者の行為に誘発されたものであり、行為

の危険性が現実化したといえるので、相当因果関係は明らかです。

### (3) 避難や被害を苦しめての自殺

避難や被害を苦しめての自殺について、被害者の行為が介在しているため、因果関係は切断されるように思えるかもしれません。

しかしながら、原発事故による避難命令により、生まれ育った土地へはほぼ永久的に戻れなくなったり、酪農家においては、放射能により長年にわたって育んできた生活とかけがえのない仕事のすべてが一瞬のうちに奪われたのです。そして、失われた大地は二度と戻ることがないばかりか、大量の放射能による被曝は何十年も継続していきます。

そして、原発事故は放射性物質の大量放出を伴い、半永久的に一定範囲の地域には放射性物質が残留しうるものであるため、事故そのものによって、被害者の生きる希望を奪ったものというべきです。実際に、震災・原発事故後に自殺率は急増しているといえます。

このような、被害者の絶望に伴う自殺という悲惨な結果は、被疑者らの行為により誘発されたものといわざるを得ず、行為の危険性が現実化したといえます。相当因果関係は明らかです。

### (4) 結論

よって、被疑者らの行為との因果関係は認められます。本件不起訴処分は、このような因果関係を正面から認めてはいませんが、これを否定したものでないことは明らかです。

## 2 甲状腺ガンとの因果関係

### (1) 検察の判断

不起訴理由概要によれば、甲状腺ガンの発生について、本件事故と

の因果関係は認められたかどうかについて記載がありません。

甲状腺ガンはチェルノブイリ原発事故でも放射性物質の影響との因果関係を認められた疾患です。それは、一般の発症率が100万分の一という小児甲状腺ガンが、被災地では多発したからです。現在では大人の甲状腺ガンが増えているといえます。

## (2) 福島県健康管理調査の結果

福島県健康管理調査によると、甲状腺の細胞診の結果、悪性ないし悪性の疑いのある検査結果が、既に28例と報告されていました。

8月20日には、東京電力福島第一原発事故による放射線の影響を調べている福島県の「県民健康管理調査」検討委員会が福島市で開かれ、甲状腺検査の結果、悪性または悪性疑いと診断された子どもが44人になったと報告されました。そのうち手術を終え、甲状腺ガンと確定診断された子どもは18人に増えました。

これらのデータは、小児甲状腺ガンの一般的な発生率である100万分の一をはるかに超えており、疫学的な因果関係を疑うべきです。

調査が進めば、さらに人数が増えることも考えられます。また、今回の調査では発見されなかった場合であっても、今後発生することも懸念されています。

福島地検の松本検事は、「甲状腺ガンなどの被害結果については、今後出てくることは否定できない。今回の処分では、あくまで過失の有無について、判断していて、被害の結果を否定したわけではない。」と告訴人らへの説明の中で明言しました。

しかし、過失の点で判断をすとしても、被害とその因果関係の有無について、事実をきちんと認定すべきだったと考えられます。告訴人らは、軽い罪についての公訴時効については問題にしておらず、捜査の継続を望むと言うことを繰り返し述べていたのですから、この甲

状腺ガンと事故による被ばくとの因果関係について鑑定を実施し、判断を示すべきでした。検察審査会は、この点を明確にするためだけであっても、不起訴を不当とし、検察庁に徹底した捜査を命ずるべきである。

### 3 傷害について

#### (1) 放射能による被曝は「傷害」に当たる

本件において、被疑者らの業務上の過失によって生じた福島原子力発電所事故により、大量の人々が放射能により被曝しています。被曝が「傷害」に当たるかどうかについて、不起訴理由概要においては説明していません。しかし、刑法上の犯罪成立に必要な構成要件該当性を検討にするに当たり重要な論点ですので、以下検討します。

「傷害」とは、身体の生理機能の障害または健康状態の不良をいいます。放射能による被曝による健康被害は、その影響が多種多様であり、すべての場合に直ちにガン等の影響が出るわけではありません。しかし、放射能による被曝は「傷害」に当たるといえるべきです。以下詳述します。

#### (2) 放射能の人体への影響

放射能の人体への影響は身体的影響と遺伝的影響に大別できます。高線量の放射線に被曝した場合は、被曝直後から生じる急性期の反応と数か月以降に発生する晩発性放射線障害があります。また、身体的影響は、被曝量が同じでも、年齢、性別、個人差により違いがあり、とりわけ胎児や成長期の子どもは大人に比べて影響を強く受けるといわれています。

遺伝的影響は高レベルの放射線を生殖腺が受けた場合に、染色体異常や遺伝子の突然変異が生じて、ある確率で発生するものです。

放射線の人体への影響はその発生の確率の観点から、低レベルの被曝でもある確率で発生する「確率的影響」と、ある量以上の放射線を被曝しないと起こらない「確定的影響」に大別できます。

確率的影響は、その発生に確率のあるもので、少ない線量でも小さい確率ではあるが起こりうる影響であり、その点では「しきい値」（これ以上少なければ影響が出ないという値）がありません。放射線による発ガンや先天障害を持った子どもの発生などがこの例であり、線量が多くなればその発生確率は増加します。本件で問題となるのはこの場合です。

確定的影響は、ある一定以上の放射線を被曝した場合にすべての人に生じる影響であり、脱毛や不妊などがこの例です。線量が増加するとその影響（反応）はより深刻になります。

このような放射線の作用は遺伝子レベルのもので、放射線が細胞内の水素原子にあたり電子を放出するなどして DNA を壊す。こうした DNA 上の遺伝子に対する放射線の影響により、DNA の損傷が生じます（西尾正道『放射線健康障害の真実』旬報社、2012年）。

この DNA の損傷により、身体への影響が生じるのです。少量の放射線量であれば、傷害された遺伝子の多くは正常に修復されますが、その修復過程でミスが生じれば突然変異やガン化の原因となり、修復できなければ、細胞死につながります。

もともと、DNA の損傷は修復されることもあります。しかし、病原菌に感染させる行為は暴行によらない傷害と解釈されており（最判昭和27年6月6日刑集6巻6号795頁）、感染による病気が快復したとしても傷害に当たることには変わりありません。

以上のように、放射線は DNA を損傷し、修復できなければさまざまな病気の原因となります。そうすると、放射線による被曝は、



身体の生理機能の障害といわざるを得ません。

### (3) 線量限度

上述のように、放射線は細胞内の水素原子にあたり、DNAに作用します。そして放射能による被曝は、ガン、遺伝的障害、非ガン性疾患等の健康被害をもたらすことが明らかです（核戦争防止国際医師会議ドイツ支部『チェルノブイリ原発事故がもたらしたこれだけの人体被害 科学的データは何を示している』合同出版、2012年）。

比較的緩やかな国際放射線防護委員会（ICRP）の集団被曝線量リスクによっても、1 mSv（ミリシーベルト）を2万人が被曝すると一人のガン死リスクがあるとしています。

ここで、シーベルトとは、被曝する放射線量を表す単位ですが、1000分の1シーベルトに当たる1ミリシーベルトが、すべての細胞（成人なら60兆個）に放射線が1本ずつ当たる量になります。そうすると、100ミリシーベルトだと、すべての細胞に、それぞれ100本ずつの放射線を浴びることになるのです。

そして、法律上も一般公衆の線量限度が年間1 mSv以下とされています。（原子力基本法20条、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律19条（以下、放射線障害防止法という）、同施行令、同規則19条第1項第2号ハ、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）14条4項）。これは、全ての細胞に放射線が1本ずつ当る量が基準となっています。

そうすると、少なくとも年間1 mSvを超える被曝をした場合には、傷害に当たると解釈すべきです。

また、刑法211条が実現しようとしているのは、身体の保護にあるため、DNAの損傷が保護されないとすると、この法の趣旨を害することになります。

#### (4) 結論

以上より、放射能による被曝は、傷害に当たるといふべきです。

### 4 請戸の浜の悲劇

#### (1) 2011年3月12日早朝で時間が止まっている町 浪江

福島第1原発事故では死者は出ていない等と発言した政治家もいましたので、改めて被害の一例を述べておきます。平成25年(2013年)4月5日、日本弁護士連合会調査団は福島県双葉郡浪江町浪江町の立ち入り不可能となっていた町中心部を調査しました。事故から2年が経過し、日本人の震災・原発事故の記憶の風化が進みます。しかし、私たちが絶対に忘れてはならない風景があります。4月1日の区域再編で立ち入りが可能となったばかりの浪江町を訪ねました。事故以来二年間、浪江町では時間が全く止まってしまっていました。

ここで、福島県浪江町副町長渡邊文星氏が平成24年(2012年)8月日弁連シンポジウムでされた報告の一部を紹介します。

「報告をさせていただきます前に、皆様、ほんの少しの時間でも結構です。想像していただけないでしょうか。なんの前ぶれもなく、帰る家を失う。働く場所を失う。友を失う。先祖代々受け継がれ、守りぬいてきた土地を失う。永代供養がなされていた墓を失う。生まれ育ったふるさとを失う等、生活のすべてを失い、以前の平穏な日常生活をいつ取り戻せるか分からない状況が延々と続くとしたら、どう思われますか。

もし突然に、意に反した無用な被ばくにより、放射線に起因する発がん等の身体への悪影響に恐怖し、常に健康不安を抱え怯えながら一生涯を送ることになったとしたら、どう感じられますか。

これから話します浪江町現地のからの報告を聞いていただき、これまでに、日本社会が経験したことのない、過酷な原発事故災害によっ

て甚大な損害を被った町民の苦悩，苦痛を想像していただき，現状を知って頂きたいと思います。」

## (2) 津波被害から救えた命を救えなかった全員避難命令

「3月12日早朝からの捜索予定でした。沿岸地域には15時30分過ぎに，いままで経験したことのない巨大な津波が押し寄せました。沿岸地域は壊滅的被害を受け，死亡者151名，行方不明者33名，流失家屋等600棟以上の被害を受け，それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の風景が一変し，ほとんど何もない，がれきが散乱する風景と変わってしまいました。

地震や津波による被害者の救助活動や避難所対応を優先し，翌朝には津波被害者の救助活動を決定していました。その矢先，3月12日午前5時44分，突如，原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。この避難指示により，早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の捜索活動が中止となりました。この時，捜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。本格的に行方不明者の捜索を実施したのが，放射線量が低いことが確認され，福島県警及び消防署は4月14日から，自衛隊が5月3日と一カ月以上経過してからのことでした。」



図 1 行方不明者の捜索は放射能の恐れがあるため、大震災発生の日から1か月後も後に行われた。浪江町請戸・福島県。撮影：広河隆一



図 2 子どもの遺体を運ぶ警察官 浪江町請戸・福島県。撮影：広河隆一

### (3) 浪江の悲劇を繰り返さぬために

このような悲劇を二度と繰り返さないために、まず事故の原因を徹底して明らかにしなければなりません。事故を引き起こした組織と個

人の法的な責任を明らかにしなければなりません。市民の生命と健康に関する重要な情報は隠してはなりません。

被告訴人らに対する起訴には、彼らの刑事責任を明らかにするだけでなく、事案の真相解明という重要な目的があります<sup>3</sup>。

福島第一原発事故の原因はいまだ明らかになっていません。司法手続きの中で、証拠調等によって本件事故の原因を解明し、事案の真相を明らかにしなければなりません。

## 第5 業務上過失致死傷罪における過失と津波の予見可能性

### 1 不起訴理由の構造

東京地検の不起訴理由は次のような論理で、被告訴人らの予見可能性と過失を否定しています。

告訴人らに交付された上述の「不起訴理由概要」によると、多くの津波想定のかきかけとなる事態の中から、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下、「推本」という）の「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下、「長期評価」という）と東京電力内部の15メートルを超える津波高試算のふたつの事実だけを取り上げ、これらの事実だけでは、直ちに具体的な対策を講ずることなく、原発の運転を続けた被告訴人らに、事故発生につながるような「10メートル盤を大きく超える津波」の予見可能性はなかった、と判断しています。

しかし検察庁は、告訴人らが提出したスマトラ島沖地震津波、中越沖地震のような津波想定のかきかけとなる重要な事態の多くを、「不起訴理由概要」には記載せず、告訴人らに対する説明会<sup>4</sup>では、それら

---

<sup>3</sup> 刑事訴訟法1条

<sup>4</sup> 9月13日東京地検（1時間半）、9月25日福島地検（2時間）において、両地検の捜査担当検事が列席して、告訴人らに対する不起訴理由の説明会が行われた。検察官は告訴人と告訴人代理人の質問に答えた。本理由書では、この質問における

の事情を考慮しても、予見可能性を認めるには足りないのだと説明しました。

このような判断の相当性を検討するに当たって、平成14年（2002年）以降事故までの9年間の間に、どのような深刻な事態が加速度的に進行したのかを時系列的に追って述べていきます。被告訴人らの想定すべきであった津波について、少しずつではあるが、確実に情報が積み上げられ、被告訴人らの注意義務のレベルが引き上げられ、問題を先送りすることは許されない切迫した状況となっており、被告訴人らに対する刑事処分としては起訴が相当であることを明らかにします。

## 2 予見可能性の程度

「不起訴理由概要」では、「予見可能性については、漠然とした危惧感や不安感では足りず、刑法上の責任を負うべき結果の発生に対する具体的な予見可能性が必要であり、判例によれば、予見可能性の有無や程度は、行為当時、行為者と同じ立場に置かれた一般通常人の能力を基準として判断するものと解されている。」としています。

ここでは、「一般通常人」という言葉が使われ、誤解を招きやすいのですが、「行為当時、行為者と同じ立場に置かれた」者とされていることから、本件においては、潜在的に大きな危険を抱える原子力発電所を設置運転する電力会社の役員としての能力という意味となります。この点は東京地検も同じ理解をしています。

## 3 被告訴人は、何を予見する必要があったのか。

「不起訴理由概要」は、被告訴人が何を予見する必要があったのかについて、「今回の事故では、福島第一原発において10m盤を大き

---

やりとりも引用する。

く超えて建屋内が浸水し、非常用電源設備等が被水して機能を喪失するに至る程度の津波(以下、単に「10m盤を大きく超える津波」という。)が襲来することについての具体的な予見可能性が認められれば、原子炉冷却機能喪失による炉心損傷等に起因する結果の発生に対する具体的な予見可能性があったと認められるものと考えられる。」としている。

津波があらかじめ想定された6メートルを超えれば、海水ポンプが機能しなくなり、冷却機能を失います。にもかかわらず、東京地検は、10mを超えない場合は、冷却機能の一部が維持され、深刻な事態は回避できたと説明しました。しかし、10メートルをどれだけ超える津波を予見する必要があったかは言えないとしています。このような説明には、大きな疑問を感じます。想定を超えれば、事故が起き、その事故がどこまで発展するかは正確に予見はできません。10メートルを大きく超えなければ、冷却はできたという判断には、科学的な根拠があるとは考えられません。むしろ、想定された6メートルを超え津波を予見し、対策を講ずるべきであったのに、何の対策も講じなかったことを過失責任の根拠とすれば、被告訴人らに過失があったことは明らかです。交通事故刑事裁判で過失を論じる際も、交通法規違反があれば、その結果どのような事故が起こりうるかについて、詳細な予見までは求めてきませんでした。

わざわざ「10メートルを大きく超え」という高い基準を設定したことは、被告訴人らの責任を追及しにくくしているといわざるをえない。

#### 4 2002年には、当時役員であった被告訴人らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

##### (1) 推本による「長期評価」

平成14年（2002年）7月に、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下、「推本」という）によって、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下、「長期評価」という）が公表され、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとされました。

「福島第一原発の津波評価では、明治三陸地震の津波波高も計算している。よって、長期予測に従った評価をするには、断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば良い。」ものでした。原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏は、「このような計算を行えば2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。」<sup>5</sup>と指摘した。

ところが、東京電力は、この長期評価を無視し、この長期予測に基づく対策を取らなかった。島崎氏は、「2002年の長期予測に基づく津波防災を進めていけば、災害を軽減し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所での全電源喪失を免れることができた」と筆者は考える」と痛烈な批判を加えています<sup>6</sup>。

伊方原発訴訟の最高裁判決<sup>7</sup>は、安全審査の目的について「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」に行われるものであるとの判断を示した。このような目的に照らせば、長期評価の結果は、当然考慮に入れなければならないレベルの危険性でした。

---

<sup>5</sup> 島崎邦彦「東北地方太平洋沖地震に関連した地震発生 長期予測と津波防災対策」（地震第65巻（2012））130頁

<sup>6</sup> 前掲島崎129頁

<sup>7</sup> 平成4年（1992年）10月29日 民集46巻7号1174頁



なお、島崎氏（平成24年（2012年）9月より原子力規制委員会委員長代理）の発表と指摘は、平成23年（2011年）の地震学会でなされたが、当時もその後も、東京電力関係者からの反論は提起されていません。

## （2）津波評価技術の過小評価

他方、平成14年（2002年）2月、公益社団法人土木学会原子力土木委員会津波評価部会が、「原子力発電所の津波評価技術（2002年）」（以下、単に「津波評価技術」という）を発表しました。

平成14年（2002年）3月には、東京電力は上記津波評価技術に基づいて津波の高さを評価しました。設計津波水位はO.P.+5.4m～5.7mに変更され、非常用海水系ポンプのポンプシャフトを20センチ継ぎ足し工事をし、ポンプの上の電動機の高さのみをかさ上げし、6.1mにしました（6号機）。これにより、津波が来襲しても、4m盤に設置された多くの施設は浸水し損傷するものの、6.1mの高さにあった非常用海水系ポンプは被害を免れ、冷却機能は保持され炉心損傷を防ぐことができるものと考えられました。

しかし、「津波評価技術」には、過去最大を超える津波を想定することはできないという重大な限界がありました。なぜならば、「津波評価技術は、おおむね信頼性があると判断される痕跡高記録が残されている津波を評価対象にして想定津波水位を算定する。したがって、過去300年から400年間程度に起こった津波しか対象にすることができない。再来期間が500年から1000年と長い津波が起こっていたとしても、文献・資料として残っていない場合、検討に含めることができない可能性が高い。」<sup>8</sup>ものであったからです。

---

<sup>8</sup> 「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 中間報告」（以下、「政府事故調中間報告書」という）490頁

### (3) 東京地検の説明とこれに対する疑問点

東京地検は、推本の「長期評価」について、政府機関によるものであり、重要なものであったことは認めました<sup>9</sup>。しかし、この長期評価自体に、予測を裏付けるデータが十分でないことに留意すべきと付記され、津波評価技術では福島県沖海溝沿いに津波地震を想定しないこととされていたことなどを根拠に、これによる対策をとらなくとも良いとの判断を示しました<sup>10</sup>。

当時、中央防災会議も東京電力も、この「長期評価」を無視し、これに基づく対策を取りませんでした。平成14年(2002年)7月中央防災会議の地震火山対策担当官から文科省地震調査研究推進本部事務局に「今回の発表は見送」るよう、「この長期予測は信頼性が低い」「相当の誤差を含んでいる」「地震発生の切迫性を保証できるものではなく」「十分注意する必要がある」という文言を付け加えるようメールが送られたとあります<sup>11</sup>。東京地検が判断のよりどころとした前記の注記は、いわば原子カムの工作によって、「長期評価」に付け加えられたものです。これを根拠に被告訴人らを免責するのであれば、今後も同じようなことが起きて、次の事故は防げないことになってしまいます。

## 5 2004年12月スマトラ島沖地震・大津波

### (1) 市民団体の申し入れ活動

---

<sup>9</sup> 福島地検における説明会

<sup>10</sup> 東京地検は、証拠の詳しい詳細までは言えないが、専門家の中には、中央防災会議の意見が正しいという専門家もいると説明した。原子カムの専門家たちは、過小評価の共犯者たちであり、このような専門家たちの意見に依拠した検察庁自身が原子カムの虜となったと評されてもやむを得ないであろう。

<sup>11</sup> 柳田邦男「原発事故 失敗の本質 圧殺された警告」文芸春秋2012年5月号(308-309頁)」

スマトラ島沖地震は、平成16年（2004年）12月26日にインドネシア西部、スマトラ島北西沖のインド洋で発生しました。マグニチュードは9.1とされています。



図 3 ぽつんと残されたイスラム寺院がなければ、そこに街があったことなど想像すらできない風景が広がっていた。チャラン付近の上空から（撮影：豊田直巳）



図 4 スマトラ島北部，ナングロアチェ州（撮影：豊田直巳）

いわき市市議会議員である佐藤和良が中心となって活動している「脱原発福島ネットワーク」は，この大地震と津波を受けて，平成17年（2005年）1月10日に東京電力勝俣恒久社長（当時）に対して，「原発の地震津波対策に関する公開質問書」を提出しました。

平成17年（2005年）5月15日には，住民団体と東電との交渉が，東電福島第一原発「原子力広報センター」で行われました。この時には，津波想定概要データ，実際に想定したチリ地震津波評価数値，津波の評価数値と数値シミュレーションなどについて，文書を配布した上で回答しました<sup>12</sup>。

（2）2005年，2006年の株主総会での指摘

平成17年（2005年）の株主総会では，阪神・淡路大震災，新潟県中越沖地震など，近年，日本では大地震の発生が相次ぎ，「人間の甘い予測を超える『「史上初』の被害」が次々ともたらされていることや，平成16年（2004年）末のスマトラ沖地震では，「インド沿岸に立地する原発（カルパッカム原発）が津波に襲われたこと」が指摘されました。

株主総会において，本件被告訴人である武黒常務（当時）は次のように発言しています。

「また津波につきましては，手元に具体的な数字はございませんが，土木学会が定めます原子力施設に関する津波の評価に基づいて対応ははかられておりますので，津波についての，津波の場合には高い潮位になる場合とそれから逆に海水が引いていく場合と2つのケースがあるわけですが，それぞれに対応が適切になされているというふうに考えております。（脱原発東電株主運動『東京電力株主総会年鑑2005

<sup>12</sup> 脱原発福島ネットワーク『アサツユ』2005年6月10日

年版』

しかしながら、土木学会の津波評価には、安全性の面から大いに問題があるのは上述のとおりです。にもかかわらず、東京電力と被告訴人らは、土木学会の評価にのみ基づいた対応で足りるとの判断をしていたのです。

また、翌平成18年（2006年）の株主総会では、中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災に関連して質問がありました。そのまま引用します。

「それからもう一つ、原発の安全性なんですが、中越では今まで知られなかった活断層が動いているんですね。ですから、原発の近くに知られなかった活断層があったり、それが動いたりしても大丈夫なのか。それから、スマトラ沖地震ではですね、津波の中にいるんな壊れたものとかそういうのが押し寄せてきてるので、破壊力が海水よりもずっと大きいと思うのですが、それから、大きな船も内陸のほうまで打ち上げられているんですけれども、東京電力のホームページの津波対策のところを見るとですね、海水のことしか考えられていない<sup>(ママ)</sup>ようなので、そのへんは大丈夫なのかということを根拠を持ってお答えいただきたいと思います。」

この質問に対して、被告訴人武黒常務（当時）は次のように回答しています。

「常務取締役の武黒でございます。まず活断層に関することではありますが、中越地震は、これまでのところ□□<sup>13</sup>と呼ばれています断層が動いたということで、これは従来から分かっている断層が動いたというふうに考えております。

発電所では、福島、新潟どちらにおきましても、発電所の建設に先立ちまして、敷地内、それから敷地の周辺につきまして、詳細な調査

---

<sup>13</sup> 聞き取れず。以下同様。

をいたしております。これまでのところ、敷地の近郊で、発電所でその活断層が、地震を起こすような重要な活断層があるというふうには考えておりませんが、これらのことも含めた地震□□を想定をいたしました設計をいたしておりますので、これらにつきましては、十分な安全を確保できていると考えております。それからまた、津波のことをございますが、私どもの発電所はいずれも海洋に直接面しておりますので、いろいろなものが流れ着くという確率は割合低くなっているというふうに思っております。また同時に海の水を発電所に取り込むにあたりましては、その前段で堤防がございます。また、さらにその堤防の内側のところには、私どもカーテン・ウォールと呼んでおりますが、鉄筋コンクリート製のカーテンのようなものを吊り下げまして、海水を低いところから取り込むようにいたしております、流木も含めましてこういったものに対する備えが十分できていると考えております。以上でございます。」

しかし、この回答では不十分であるとして、再度以下のような質問を受けています。

「今の説明にはとうてい納得できないので一言言っておきますけれど、海底土石流というものが存在します。津波の引き波のときに大量に土砂を持っていきまして、押し寄せるときに大量に土砂を上げます。「津波石」ってご存じないですかね。大きな石がですね、西表島の海岸線にごろごろあるんですよ。何であるのかというと、巨大な津波が、巨大な石、直径20メートルもあるようなやつをですね、押し寄せて持っていきます。これ、原発を直撃しても大丈夫ですか。そういうことを具体的に心配している質問に、そういう通り一遍の答えはやめてください。」

これに対して、被告訴人武黒は、「津波の土石流というご質問がございました。実際にある発電所の状況、その海岸の地形あるいは周辺の

海流等々、場所によっていろいろな状況がございますので、私どもは  
今のご指摘のことも踏まえまして設計上考慮いたしております、そ  
のような問題はないというふうに考えておるところでございます。(脱  
原発東電株主運動『東京電力株主総会年鑑2006年版』)

このように、被告訴人武黒は、株主からのスマトラ沖地震による津  
波被害に基づいた津波に関する質問に対して、土木学会の津波評価技  
術のみを根拠としたただけにもかかわらず、安全性に問題はないとお  
ごなりの回答を繰り返していたのです。

そして、このような株主の質問および被告訴人武黒の回答は、株主  
総会に出席していた他の被告訴人らも当然に認識していたというべき  
です。

### (3) 元東電技術者木村俊雄氏の警告

また、元東電技術者であり、福島第一原発で原子炉の運転や核燃料  
の管理をしていた木村俊雄氏(平成13年(2001年)に退社。)は、  
スマトラ島沖地震による津波の直後である平成17年(2005年)  
にいわき市で発行されたミニコミ誌に「もし、原子力発電所に津波が  
来たら」というタイトルで投稿し、「津波来襲により、冷却用海水ポン  
プや非常用の電源などの機能が喪失するだろうから、結果的には炉心  
は溶融するであろう」と警告していました<sup>14</sup>。

## 6 2006年マイアミレポート

平成18年(2006年)7月に、米フロリダ州マイアミで開催さ  
れた原子力工学の国際会議(第14回原子力工学国際会議(ICONE-1  
4))で東京電力の原子力・立地本部の安全担当らの研究チームは、福

---

<sup>14</sup> 2011年11月26日放送のTBS『報道特集』「元東電社員の告白」

島第一原発に押し寄せる津波の高さについて報告しました<sup>15</sup>。慶長三陸津波（慶長16年（1611年））や延宝房総津波（延宝5年（1677年））などの過去の大津波を調査し、予想される最大の地震をマグニチュード8.5と見積もった。そして、地震断層の位置や傾き、原発からの距離などを変えて計1075とおりの計算を行いました。今後50年以内に設計の想定を超える津波が来る確率が約10%あり、10mを超える確率も約1%弱、13m以上の大津波も、0.1%かそれ以下の確率と算定しました。0.1パーセントの確率は、伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものです。

さらに、経済産業省原子力安全・保安院と東京電力が平成18年（2006年）、想定外の津波が原発を襲った場合のトラブルに関する勉強会で、東電福島第一原発が津波に襲われれば、電源喪失する恐れがあるとの認識を共有していました<sup>16</sup>。

もっとも、このレポートについては、検察庁は判断を示していません。

しかし、原子力の安全性は10のマイナス5乗（10万分の1、すなわち0.001%）の発生事象も考慮すべきものです<sup>17</sup>。

島崎氏は以下のように述べています。「原子力土木委員会津波評価部会では翌2003年から津波の確率評価を始め、その内容を原子力土木委員会津波評価部会（2007）として発表した。地震調査委の津波地震のモデルを考慮して、福島県・茨城県沖に断層モデルJTT2（Mt 8.3）を配置して、岩手県山田での確率論的津波高を評価している。」

---

<sup>15</sup> Sakai et al.(2006)（「マイアミ報告書」）

<sup>16</sup> 2012年5月16日共同通信配信記事

<sup>17</sup> 発電用軽水型原子炉施設の性能目標について－安全目標案に対応する性能目標について－平成18年3月28日原子力安全委員会安全目標専門部会）



「同様の手法で、東電と東電設計の Sakai et al.(2006)は福島県の an example site での確率論的津波波高を求めた。これにも福島県・茨城県沖の津波断層モデル JTT 2 が含まれている。すなわち、遅くともこの時点で、福島第一原発での 10 m を超える高い津波の危険性を、東電関係者が知っていたと考えられる」<sup>18</sup>

## 7 2006年耐震設計審査指針の改訂

平成18年（2006年）9月に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂され「新耐震指針」が制定されました。

従来は「想定されるいかなる地震力に対しても大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない」（逆に言うと想定される地震力をクリアしていれば良い）としていたのに対し、新耐震指針では、「（耐震設計用に）策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事故が発生すること、施設から大量の放射性物質が拡散される事象が発生すること、あるいは、それらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼす」リスク（「残余のリスク」）が存在すること、事業者にあってはこの「残余のリスク」を少なくするよう努めること、すなわち想定された地震力を超える地震にも備えるべきことが定められました。

ここでは「策定された地震動を上回る地震動の影響」としてありますが、耐震指針改定の経緯を見れば、地震に伴って生じる津波の想定に関しても「残余のリスク」の対象としていることは明らかです。

津波は地震に伴って生じる現象です。耐震設計のための設定地震は対津波設計においても想定しなければならないものです。

少なくとも、この段階で、推本の「長期評価」を想定の対象とするべきでした。

---

<sup>18</sup> 島崎前掲130頁

## 8 2007年7月中越沖地震の発生と同時故障の多発

### (1) 中越沖地震の発生と原発の被災

平成19年(2007年)7月16日午前10時13分ごろ、柏崎刈羽原発の北約9km、深さ約17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生しました。平成23年(2011年)3月の福島原発事故以前に地震によって最も顕著な被害を被った原発は、新潟県中越沖地震時の東京電力柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原発」という。)でした。全7機のうち、3・11までに運転再開にこぎつけたものは4機、その他は停止したままでした。



図5 原発敷地内で生じた地割れ

### (2) 想定を大きく超えた地震動

新潟県中越沖地震では、それまで考えられていた理論によって想定される地震動に比べ、その6倍も増幅された地震動が柏崎刈羽原発を襲いました。その原因は、震源で1.5倍、深部地盤の不整形で2倍、浅部地盤の地層の変化で2倍と評価されましたが、このような地盤による異常増幅も、震源の過小評価も、ここで初めて明らかになったこ

とで、これらはいずれも改訂指針でも考慮されていませんでした。不等沈下が原因と見られる、地盤変位に伴う相対位置のずれにより、3号機建屋外に置かれた起動変圧器で冷却用油を送る配管に損傷が生じて油漏れが起き、火災が発生しました。また、燃料クレーンが大破壊しました。中越沖地震では、柏崎刈羽原発1号機開放基盤表面に、設置許可時に策定された旧耐震設計審査指針に基づく基準地震動S2の450ガルを遥かに超える1699ガルの揺れが現実に生じ、耐震バックチェックでは想定すべき地震動Ssは2300ガルとされました。

ただし、建屋が半地下方式であったために、観測された建屋への入力地震動は減衰して、設計用地震動を大きく超えるものではなかったとしています。このため東京電力は、設計を越える地震動にも耐える、と慢心してしまいました。活断層の見落としや、基準地震動が現実に生じる地震によるものの数分の1以下という間違いは、東京電力が耐震設計、耐津波設計を根本的に見直さなければならないことを示していました。

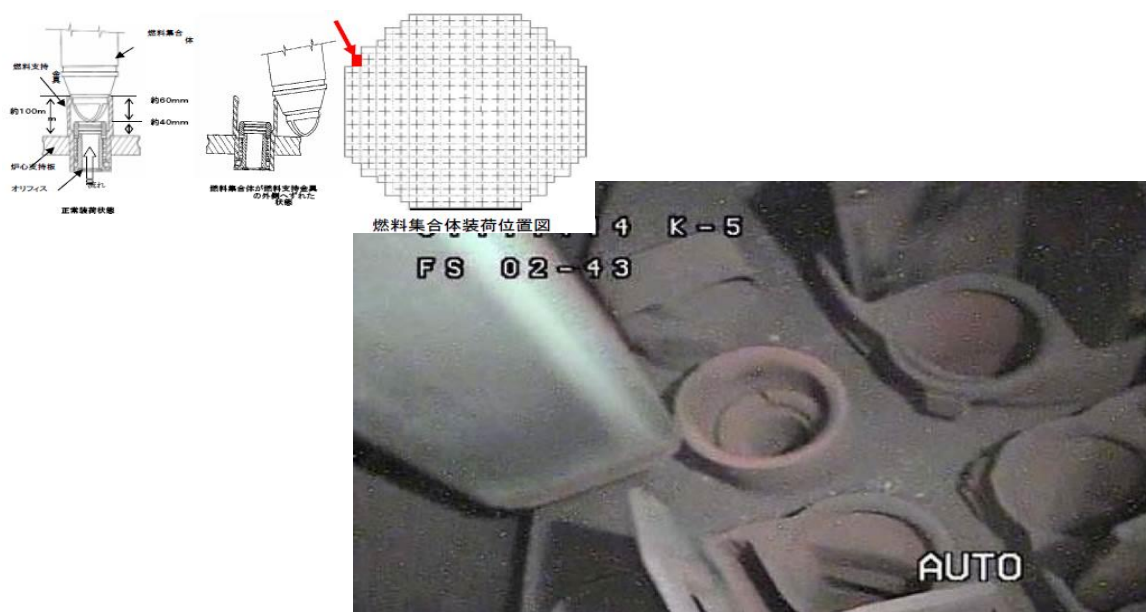


図 6 5号機 原子炉内燃料下部支持金具から外れた

### (3) 東京電力が受け止めるべきであった教訓

中越沖地震とこれに伴う柏崎刈羽原発の被災と長期停止は、東京電力にとって地震災害のもたらす危険性について次のような大きな警告を与えました。

1) 安全審査において想定されていた地震動を大幅に上回る地震動が発生した。しかも、このような地震動がM6.8という、比較的小さい規模の地震で生じたことは、従来の耐震設計審査指針の信頼性に重大な疑問を呼び起こすものでした。

2) 地震時には多数の設備が同時に故障する。中越沖地震においては3000箇所を超える損傷が同時に発生しました。従来の原発の安全審査では、原発内部の事象に基づく単一故障だけを想定してきましたが、自然現象を起因として多数の共通原因故障が起きることが明確となりました。このような反省を踏まえて、国は原子炉の安全設計審査指針や安全評価指針を見直す必要があったし、事業者は運転を継続するのであれば、このような事象への対策を緊急に講ずる必要がありました。

3) 損傷箇所の中には燃料集合体が外れたり、制御棒が引き抜けなくなったり、燃料のつり上げクレーンが壊れたり、原子炉の基本的な安全性につながる機器の故障が報告されています。地震によって原子炉の基本的安全性が失われる可能性があることを前提に対策を講ずるべきでした。



図 7 黒煙を上げる柏崎刈羽原子力発電所（海上保安庁提供）

4) とりわけ重要度分類の異なる設備が、それぞれ異なる程度の地盤沈下を受けました。建屋の境界部で地盤の段差が生じ、多数の配管系に被害をもたらすことも判明しました。変圧器の火災もこのような地盤沈下が原因です。1号機では原子炉建屋近くの消火用配管が破断し、周辺の土砂を伴って約2000トンの水が地下に流入する事態が生じました<sup>19</sup>。このような同時損傷のメカニズムが明確となったことを受

---

<sup>19</sup> 元東電技術者で福島第一原発で原子炉の運転や核燃料の管理をしていた木村俊雄氏（2001年に退社。）は、1991年10月30日に福島第一原発で事故が発生したときのことを報告している。海水が漏洩しディーゼル発電機が膝上まで浸水し使用不可となったという。木村氏は上司に「このくらいの海水漏洩で非常用ディーゼル発電機が水没して使えなくなるとすると万が一津波が来た時には非常用ディーゼル発電機が全台使えなくなる。そうすると原子炉を冷やせなくなる。津波による過酷事故の解析が本当は必要では」と進言した。しかし上司は「その通りだ。君の言う通りだ。しかし安全審査をやってる人間の中ではこれは実はタブーなんだ」といわれたという。この上司は東京電力の幹部となっているという。建屋に地下水や海水が侵入する危険は早くから指摘されていたことがわかる（2011年11月26日放送の

け、耐震重要度分類の見直しや建屋境界部の配管などの設備の損傷の予防などが具体的に取られる必要がありました。



図 8 1号機：原子炉復号建屋の地下5階が冠水。地下水の流入か？ どこから？

5) 地震時には原子炉の冷温停止が困難になる事態も発生しました。また外部電源系のもろさも認識された。外部電源が失われた場合、非常用電源が生命線となる。非常用電源が立ち上がらなかつたり、途中でダウンすればメルトダウンの危機に陥る。東京電力と被告訴人ら役員はこのことを中越沖地震の際の柏崎の被災から学ぶことができたのです。

政府事故調中間報告は、当時の東電幹部の認識について次のような厳しい指摘を行っている。すなわち、「当委員会によるヒアリングに対し、武藤栄顧問（取締役副社長兼原子力・立地本部長等を歴任）、小森明生常務取締役（元原子力・立地副本部長（原子力担当））（以下「小森常務」という。）及び吉田昌郎福島第一原発所長（元原子力設備管理部長）（以下「吉田所長」という。）を始めとする幹部や耐震技術セン

---

TBS『報道特集』「元東電社員の告白」。

ターのグループマネージャーらは、皆一様に、「設計基準を超える自然災害が発生することや、それを前提とした対処を考えたことはなかった。」旨述べたが、設計基準を超える自然災害が発生することを想定しなかった理由について明確な説明をした者はおらず、「想定すべき外部事象は無数にあるので、外部事象を想定し始めるときりがない。」旨供述した幹部もいた。吉田所長は、「平成19年7月の新潟県中越沖地震の際、柏崎刈羽原発において事態を収束させることができたことから、ある意味では設計が正しかったという評価になってしまい、設計基準を超える自然災害の発生を想定することはなかった。」旨述べており、かかる供述は、東京電力において、設計基準を超える自然災害が発生することを想定した者がいなかったことの一つの証左といえる。<sup>20</sup>としています。

## 9 2008年には、当時東京電力の役員であった被疑者らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

### (1) 東京電力内における試算

平成20年(2008年)年2月には、東京電力は、「1896年の明治三陸沖地震と同様の地震は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある」とした長期評価の取扱いについて、有識者に意見を求めました。「有識者」(氏名不詳)は、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」との意見を提出しました<sup>21</sup>。

平成20年(2008年)5月下旬から、東京電力は、長期評価に基づき、津波評価技術で設定されている波源モデルを流用して、明治三陸地震(1896年発生)並みのマグニチュード8.3の地震が福

<sup>20</sup> 政府事故調中間報告書 439頁

<sup>21</sup> 政府事故調中間報告書 396頁

島県沖で起きたとの想定で、襲来する津波の高さの試算を行いました。この想定は伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものでした。その結果、冷却水用の取水口付近O.P.+8.4mから10.2m、浸水高は、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+15.7m、北側の5号機から6号機でO.P.+13.7m、との計算結果が得られました。

延宝房総沖地震（延宝5年（1677年））が福島県沖で起きた場合の津波の高さも試算されました。その結果、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mとの計算結果が得られました。

この問題をめぐり、東電の勝俣恒久会長は平成24年（2012年）5月14日、国会が設置した東電福島原発事故調査委員会で、保安院がまとめた文書が社内の伝達ミスで経営陣に伝わっていなかったと証言しました。「（文書が上層部に）届いていれば、対応が図れたかもしれない」と述べています<sup>22</sup>。

## （2）東京地検による不起訴理由1

東京地検は、「O.P.+15.7mの試算結果の意義」について、「O.P.+15.7mの試算結果は、福島第一原発に最も過酷な条件設定とするため、実際とは三陸沖海溝沿いで発生した明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定した上で、波源モデルの構成要素を様々に変動させるなどして得られた各津波水位の中の最大値（敷地南側）であった上、最も過酷な条件でない場合の試算過程で得られた津波水位には10m盤を下回るものもあり、このような試算上の条件設定や計算方法の特性等からすると、前記試算結果の数値どおりの津波の襲来を具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難である。」と説明しています。

---

<sup>22</sup> 国会事故調報告 議事録編 268－9頁



しかし、この文章は全く意味不明です。一番厳しい、苛酷な条件の津波に耐えなければならないのは、安全設計のセオリーです。他の試算で低い数値が出ていることなど、何の意味もありません。

### (3) 東京地検による不起訴理由 2

次に東京地検は非常に奇妙な議論を展開します。「なお、前記試算結果による津波は、1～4号機の敷地東側にあるO.P.+4mの敷地(以下「4m盤」という。)からは10m盤に遡上せず、敷地南側からのみ10m盤に遡上するとされていたのに対し、今回の津波は、敷地東側の4m盤から全面的に10m盤に遡上し、タービン建屋等の東側関口部等から大量の海水が浸入したものと考えられ、津波が4m盤から10m盤に遡上する地点等が異なっているから、前記試算結果どおりの津波が実際に襲来したとした場合でも、非常用電源設備等が機能を喪失しない可能性を否定できない。数値どおりの津波の襲来を具体的に予見することが可能であったとは認められない。」

東京地検の口頭説明によると、東京電力の試算結果が特殊な結果となっていて、南側に海岸線があり、南側に防波堤があり、そこで津波が高められる試算結果となっている。この試算結果に基づいて南側だけに防潮堤を築いても、事故の発生は防ぐことができなかったというのです。しかし、福島地検での説明会で確認したところによると、東京電力内に南側だけに防潮堤を作るといような計画があったわけではありません。津波がどちらから来るかは来てみなければわからないのであり、防潮堤を作るとすれば、海と敷地の間に築く計画になったはずです。実際には、この試算結果は外れて、津波は敷地全体に遡上しました。試算結果は高さに意味があるのであり、津波による敷地の冠水を防ぐためには、一定の方角だけに防潮堤を築くだけでは不十分で、敷地と海の境界全体に防潮堤を築かなければ有効な対策にはなり

得ません。検察官の述べていることはまさに議論のための議論である  
と言うほかありません。

#### (4) 東京地検による不起訴理由 3

東京地検の不起訴理由の3点目は、原発の安全性をめぐる重要な論  
点に関するものです。東京地検は、「推本の長期評価による津波地震の  
発生確率は、その信頼度が高いものではないとされていた上、東京電  
力では、O.P.+10mを上回る津波が襲来する確率は1万年から1  
0万年に1回程度と試算されていたことなどに鑑みれば、直ちに対策  
工事を実施しなかったことが、当時の行為者の立場に置かれた一般通  
常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準か  
ら逸脱していたとまでは認め難い。」としました。1万年から10万年  
に1回程度という数値は、原子力安全の分野では考慮をしなければな  
らない事象です<sup>23</sup>。こんなことも知らないのかと検察官に質問したと  
ころ、次のような回答がありました。

「1万年から10万年に一度のリスクに対応すべきだと言うことは  
理解している。ここのロジックは、1万年から10万年に一度だから  
対策しなくてもいいとはいっていない。『直ちに』と書いてある。いま  
すぐに対策をとらなくてもいいでしょうという意味だ。直ちに対策せ  
ずに土木学会に検討させるという措置が過失とまでは言えないという  
ことだ。それでは何年以内にやる必要があったのかといえ、今すぐ  
やらなきゃいけないという意味でなく、3年後ではだめで今やらない

---

<sup>23</sup>平成18年4月6日付原子力安全委員会安全目標専門部会「発電用軽水型原子炉  
施設の性能目標について」では、条件付死亡確率を基にしたCFFに対する指標値  
10<sup>-5</sup>/年程度と算出している。超過確率10<sup>-5</sup>/年は、原子力安全の分野では、  
当然に考慮しなければならないレベルのリスクである。

といけないという具体的な数字を出して言えるものではない。」

この回答には、本当に驚きました。1万年に一度は過酷事故が起きるというリスクを放置して、土木学会に検討を依頼し原発の運転を継続した被告訴人らの行為は、万が一にも原発事故を発生させてはならない電力会社の役員にあるべき判断基準から外れていないというのです。1万年に一度といえは稀な現象と感ずるかもしれないが、原発の寿命は40－60年であり、国内には50基を超える原発が存在しています。すなわち災害の起る確率は1万炉年に一度となり、これをよしとしてしまえば、原発の寿命中に重大事故が起る確率は日本全体で4分の1となります。

地震学者の石橋克彦氏がよく言われることですが、地震防災では、「いつか起ることは、明日起るかもしれないと考えて対策をとらなければならない」のです。とりわけ、原発という潜在的な危険をはらんでいる巨大な設備の安全性については、例外なくこのように判断しなければなりません。そして対策が間に合わないのなら、せめて原発を停止させておくべきです。東京電力とその役員である被告訴人らは、このように対策を先延ばしし、福島原発事故を引きおこしたのです。

検察のこの論理の誤りだけは明確にしておかなければ、この不起訴処分の論理が次の重大原発事故を準備することとなってしまいます。

10 2008－2009年には、貞観津波規模の地震想定によって、被告訴人らは福島第一原発に9 m程度の津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 佐竹論文の入手

平成20年(2008年)10月頃に東京電力は、佐竹健治氏らによる貞観津波の波源モデルに関する論文案(佐竹健二・行谷佑一・山

木滋「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(以下「佐竹論文」という。)を入手しました。

上述の中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災を経験した東電及び被告訴人らにとって、地震及び津波に関する情報は極めて重要であったはずで、この情報は、平成20年(2008年)の時点で役員であった被告訴人勝俣恒久、鼓紀男、武黒一郎らに周知されたものと考えられます。

## (2) 貞観地震再来の場合の津波高さ試算

平成20年(2008年)12月には、東京電力は、宮城・福島県沖で貞観地震規模のマグニチュード8.4の地震が発生したことを想定した津波高さの試算を行いました。その結果、福島第一原発の取水口付近O.P.+8.7mから9.2mの津波が襲来するとの試算を得ました。

この情報は、平成20年(2008年)の時点で役員であった被告訴人勝俣恒久、鼓紀男、武黒一郎らに周知されたものと考えられます。

## (3) 耐震バックチェックにおける委員の指摘

総合資源エネルギー調査会の原子力安全・保安部会、耐震・構造設計小委員会・地震・津波、地質・地盤合同WGの平成21年(2009年)6月24日開催された会議において、委員である岡村行信センター長は、貞観地震による津波の規模が極めて大きかったことや、貞観地震による津波について、産業技術総合研究所や東北大学の調査報告が出ていたにもかかわらず、福島第一原発の新耐震指針のバックチェックの中間報告で、東京電力がこの津波の原因となった貞観地震について全く触れていないのは問題であると指摘しました。

平成21年(2009年)8月上旬には、保安院は東京電力に対し、

貞観津波等を踏まえた福島第一原発及び福島第二原発における津波評価，対策の現況について説明を要請しました（政府事故調中間報告書 413頁）。

これに対して，平成21年（2009年）8月28日ごろ，東京電力は，2において述べた試算の存在は明らかにしないで，平成14年（2002年）の津波評価技術に基づいて算出したO.P.+5mから6mまでという波高だけを説明しました。あえて，社内の重要な試算結果を規制当局に隠したのです。

（4）貞観津波の再来の予見は2009年には可能であった。

保安院は，貞観津波に関する佐竹論文に基づく波高の試算結果の説明を求めました。これに対して，平成21年（2009年）9月7日ごろ東京電力は，貞観津波に関する佐竹論文に基づいて試算した波高の数値が，福島第一原発でO.P.+約8.6m～約8.9mであることを説明するに至りました。

東京電力が保安院に提出する報告等は，その内容について取締役らが認識を共有しているというべきです。

したがって，東京電力および平成21年（2009年）当時役員であった被告訴人勝俣恒久鼓紀男，小森明生，武黒一郎らは，先に述べた長期評価（2002年）に基づく試算（2002年～2008年）とは全く別に，貞観地震（869年）に基づく試算においても，福島第一原発で，設計の想定を超える約9メートル程度の高い津波の危険性を予見し，または予見することができました。

1.1 事故回避のためには防潮堤の設置だけではない措置がとりえた

（1）停止させておくこともできた。

東京地検は，結果回避の措置として，津波被害の防止のための防潮

堤の設置だけを念頭に置き、他にとることのできた対策については、言及がありません。停止させておくことができたという主張には、国が停止させる要件が狭かったという理由を持ち出しています。

電源喪失を防止するための対策としては、防潮堤の設置だけでなく、危険があるなら、止めておくという最も基本的な対策があり得ました。法律に電力会社が国の許可なく運転を停止してはならないという規定はありません。電力会社が自主的に止めることはいつでもできたのです。福島原発同様プレート境界地震が予測された浜岡原発においては、老朽化した1, 2号機は耐震補強を断念し、平成20年(2008年)には廃炉の決定がなされていました。福島第一原発1-3号機についても、同様の措置は十分あり得たのです。

## (2) 多様な対策があり得た

また、想定を超える津波についての根本的な対策は防潮堤の建造ですが、それ以外にも外部電源の耐震性強化、送受電設備の切替設備の設置、非常用ディーゼル発電機とバッテリーの分散と高所設置等、構内電源設備の耐震性、耐津波性の強化など多様な措置がありえました。東京電力自身が、その原子力改革特別タスクフォースの報告において、結果を回避できた可能性を認めています。にもかかわらず、東京電力は一切何の対策もとりませんでした。このような無責任な対応のあり方を過失ととらえることが正しい刑事責任のとらえ方です。予測されたレベルの地震と津波対策を講じたにもかかわらずそれが不十分だったわけではありません。

この点について、東京地検は口頭説明の中で、「防潮堤は抜本的な対策といえる。しかし、単に、電源車や電源等を高台に置いただけでは今回の事故は防げなかったと考えている。事故の根本は、津波によって被水して、電源盤がやられたことが問題である。電源盤がやられ

たから、電源車などを置いておいても事故は避けられなかった。電源盤の水密化の措置を取っておく必要があった。しかし、それには期間がかかる。各種手続きがある。構造を変えらるとなると2、3年はかかる。だから、結果を回避するのは困難だった。」と答えたのです。

この回答にも、私たちは大変驚きました。本件は東京電力が何らかの対策をとっていて、それでは足りなかったというわけではないのです。東電は何もしなかったのです。繰り返し述べますが、3・11事故当時の東京電力による福島第一原発の想定津波高はわずか6.1mだったのです。一定の対策をとっていても事故が完全に防げたかわからないという理屈で、何もしなかった人を免責しようというのです。防潮堤もできたはずですし、最低限電源盤の水密化など、やろうと思えばいくらかやりようがあったはずです。10メートルを大きく超える津波が来なければ、炉心溶融には至らなかったとしつつ、一定の電源対策などをとっていても、事故は防げなかったとするなど、検察の論理は東電を救うためには、融通無碍に変化していきます。事故の具体的な経過を事前に確実に予測することなどは困難なことです。他方で、何の対策もとらなかった被告訴人らの行為が事故の結果をもたらしたという厳然たる事実こそ立脚するべきです。そうすれば、被告訴人らの過失の存在は明らかです。東京地検の論理は、法的議論と言うより、東京電力救済のための屁理屈としか言いようがありません。

## 第6 想定を超える津波が炉心溶融を引き起こしうることは予見可能であった

津波が想定を超えて施設を襲った場合、炉心の冷却機能を失い、炉心溶融に至ることはプラントの設計上、自明のことでした。

検察の「理由概要書」には、この点について何ら指摘されていません。

しかし、平成20年(2008年)8月の原子力安全基盤機構の「炉心溶融に関する報告書」では、津波の影響で、冷却水用の海水ポンプが損傷した場合、最終的な熱の逃がし場を確保する海水冷却系が機能喪失し、炉心損傷に至る可能性があることを指摘していました。

また、津波の影響で全交流電源喪失した場合には、炉心損傷に至ることも指摘していました。また、原子力安全基盤機構の「炉心溶融に関する報告書」(平成22年(2010年)12月)では、津波の高さごとに炉心損傷に至る危険性を評価し、防潮堤を超える高さの津波が襲来した場合、海水ポンプや非常用ディーゼル発電機等が機能喪失する結果、極めて高い確率で炉心損傷まで至ることが指摘されていました。

なお、これらの事実については、告訴人は福島地検に対して指摘し続けてきました。

しかしながら、このような想定を超える津波が炉心溶融を引き起こしうるという指摘がなされていたにもかかわらず、東京電力及び被告訴人らは、これを無視し、対策を講じなかったのです。

## 第7 規制当局すら骨抜きにしていた東京電力

なぜ、これほど明白な地震学上の知見が、原発の安全規制に採用されなかったのでしょうか。国会事故調報告書は、規制機関は電力会社の虜となっていた、(=電力会社は規制機関を虜にしていた)と説明しています。国会事故調報告書は、「東北地方太平洋沖地震が発生した段階で、福島第一原子力発電所が大津波に耐えられないばかりでなく、強大で長時間の地震動にも耐えられるとは保証できない状態だった」としています。また「シビアアクシデント(過酷事故)にも対応できない状態であった。」そして、その理由として「東京電力株式会社あるいは規制当局がリスクを認識しながらも対応をとっていなかったこと



が事故の根源的な原因であり、これらの点が適正であったならば今回の事故は防げたはずである」としていしています。

国会事故調報告書は、東京電力について「規制された以上の安全対策を行わず、常により高い安全をめざす姿勢に欠け、また、緊急時に、発電所の事故対応の支援ができない現場軽視の東京電力経営陣の姿勢は、原子力を扱う事業者としての資格があるのか」と厳しく批判しています。また、規制機関についても、「委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東京電力との関係について、規制当局が事業者の虜となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた」と厳しく批判しています。そして、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊」が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は『自然災害』ではなくあきらかに『人災』である」と結論づけています。

「規制当局が事業者の虜となった」のは、もちろん、規制当局にも問題があります。しかし、より根源的には、事業者自身が、規制当局を「虜」とするために、様々な手段を取っていたのであり、国会事故調はこのような構造そのものを明らかにしたのです。規制を骨抜きにしたことも、事業者の責任です。そして、「今回重大な津波のリスクが看過された直接的な原因は、東電のリスクマネジメントの考え方にある。科学的に詳細な予測はできなくても、可能性が否定できない危険な自然現象は、リスクマネジメントの対象として経営で扱われなければならない。新知見で従来の想定を超える津波の可能性が示された時点で、原子炉の安全に対して第一義的な責任を負う事業者に求められるのは、堆積物調査等で科学的根拠をより明確にするために時間をかけたり、厳しい基準が採用されないように働きかけたりすることでは

なく、早急に対策を進めることであった」。

被告訴人らと東京電力は、規制当局による明確な指示がなかったことを理由として、罪にはならないと主張するかもしれませんが、しかし、規制当局を虜とし、明確な指示ができないようにしていたことそのものが、事業者の工作によるものですから、国からの指示がなかったことで、東京電力（および被告訴人ら）には罪がないという理由にはなりません。

## 第8 事故後も続いた隠ぺい工作

### 1 2011年3月7日の保安院への試算結果の報告

平成22年（2010年）11月に保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状について説明をするように要請しました。2011年3月7日に東京電力は保安院に対し明治三陸地震（O.P.+13.7m～15.7m）延宝房総沖地震（O.P.+13.6m）、貞観津波（O.P.+8.7m～9.2m）を報告しました。

### 2 3月13日東京電力会見

平成23年（2011年）3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、津波の浸水高はO.P.約+11.5～15.5mに達しました。3月13日には東京電力の清水正孝社長が事故後初めての記者会見に臨みました。清水社長は、「津波についてはこれまでの想定を大きく超える水準であったと評価している。」と述べました<sup>24</sup>。政府に報告を提出した6日後に、白々しくもこのように述べたのです。そして、事故発生後5か月半にわたって、東電は上述の3月7日の保安院に対する報告を隠し続けました。その間東京電力は、本件事故は「想定外の津

---

<sup>24</sup> 日隅一雄・木野龍逸『検証福島原発事故・記者会見』（2012 岩波書店）49頁



波」を原因とするものであり，法的責任がないと主張を繰り返したのです。この点こそ，被告訴人らの不誠実さをまざまざと示すもので，その予見可能性を示唆する重要な事実です。

#### 第9 原発事故を繰り返さないために

上述のように，地検の不起訴理由は，不当なものであると言わざるを得ません。不起訴にするための理由を並べているにすぎないのです。

これでは，福島原発事故によって命を奪われ恨みをのんで死んでいった犠牲者と遺族，生活を奪われた福島県民は決して浮かばれません。このような公訴権の不行使は，国民の常識的な正義感にも反し，捜査機関に対する信頼を根底から覆すこととなりかねません。

告訴人らは，貴検察審査会の委員の皆さんの良識に心から期待します。福島原発事故は，東京電力の役員ら被告訴人たちが，その過失によって引き起こした人災であることは，福島県民の総意です。市民の力で，被疑者らの刑事責任を問うべきだとする「起訴相当」の判断を下して検察庁の不起訴判断を覆し，未曾有の大事故について，誰も刑事責任を問われることがないという異常事態を正すべきです。そして，

司法手続＝刑事裁判によってこの世界的規模の原発事故の真相を明らかにし、その再発防止のための教訓を引き出し、被告訴人らを適正に処罰するべきです。

以上

## 付録 1

この資料は、株主を原告、東京電力役員を被告とする株主代表訴訟の平成25年(2013年)9月26日付口頭弁論において陳述された原告「準備書面(6)」からの引用である。これらの議事録には、中越沖地震の発生を受けて、地震・津波対策の重要性を認識しつつ、問題を先送りした東京電力取締役会の議論の実態がわかる。

東京電力内部において、原発の自然災害対策が極めて重要な問題となっていたこと、柏崎刈羽の経験を福島にも水平展開することなどが話し合われていたが、中味のある耐震策・耐津波対策は福島については、何もとられていなかったことがわかる。

以下、上記準備書面(6) 18頁～32頁を引用する。

「

5 地震・津波対策の重要性を認識しつつ、問題を先送りした東京電力取締役会の議論

(1) 第961回取締役会議事録(平成19年10月31日)

2007年(平成19年)10月31日に開催された第961回取締役会では、「新潟県中越沖地震対策センター等の設置」が決められたことが報告された。「10月15日に、柏崎刈羽原子力発電所の設備の点検・復旧及び耐震安全性評価に関する業務のより一層の品質向上と安全の確保のため、これらの業務の所管箇所を一元化することを目的として、原子力設備管理部内に「新潟県中越沖地震対策センター」を設置した。今後、これらの業務に係る検討に関しては、同センターを中心に、発電所と本店が一体となって強力に推進していく。

また、同日に、原子力発電所の防災体制の強化を目的として、原子力運営管理部内に「防災安全グループ」を設置した。今後、今年度中を目途に原子力発電所における防災体制を一元化し、「災害に強い原子力発電所」の実現を図る。」(甲51の1 第961回取締役会議事録)

このように、東京電力および被告らは、中越沖地震の経験を経て、地震・津波対策を強化しなければならないこと自体は認識していたと言える。

(2) 第966回取締役会議事録（平成20年2月27日）

2007年（平成20年）2月27日に開催された第966回取締役会では、耐震安全性評価に関する地質調査について、「新耐震設計審査指針の策定（18年9月）に伴い地震発生前からバックチェックを進めていたが、地震発生を踏まえてバックチェックの見直し計画書を昨年8月20日に提出、これに基づいて、発電所周辺海域および陸域において地質の調査を実施している。（甲51の2 第966回取締役会議事録）

海域については昨年11月8日に完了、陸域については3月末終了予定で調査が進捗している。

さらに、上記調査に加え、発電所敷地内においても、従来活断層でないとしてきた断層が今回の地震でも動いていないことを確認するための断層調査や、深部ボーリングによる地質調査を実施中である。

また、原子力安全・保安院による海域調査も3月上旬完了目途に実施される。」と報告されている。②基準地震動（Ss）の策定については、「上記、陸域調査完了以降、当社の地質調査の他、各機関による地質調査結果並びに地震観測データの分析結果を踏まえて、まず当社として、速やかにSsを策定する。」

これを総合資源エネルギー調査会や原子力安全委員会に設置された委員会に報告、その審議を経た上で、Ssが確定されることとなる。

なお、Ssに応じて設備の補強工事が必要になると考えられ、今の段階から可能な限りの準備を進めていく。」との方針が示された。

このように、東京電力および被告らは、地震動Ssの見直しを具体

的に始めていたと認められる。

(3) 第968回の取締役会議事録（平成20年4月30日）

2008年（平成20年）4月30日に開催された第968回の取締役会では、柏崎刈羽原子力発電所の状況（平成20年4月現在）について、武黒副社長から、報告があった。以下、引用する。

「次いで、高津監査役から、基準地震動をここ数ヶ月間で纏めることができるのか、褶曲構造や厚い堆積層による影響を柏崎刈羽地域の特殊な構造として考えてよいのかとの質問があり、武黒副社長から回答があった（回答内容は議事録に残されていない）。次いで、野村監査役から、柏崎刈羽以外の原子力発電所の安全性の評価について質問があり、武黒副社長から、福島第一、福島第二の各原子力発電所においても、陸域、海域の地質調査を行って基準地震動を定め、3月末に中間的な報告を原子力安全・保安院に行った旨回答があった。」（甲5

1の3 第968回取締役会議事録）

福島で陸域、海域の地質調査を行って基準地震動を定めるのならば、基準地震動は見直されるはずであり、津波についても結果は別にしても再考しなければならなかったはずである。

(4) 第970回取締役会議事録（平成20年5月16日）

議事録によると、第3号「柏崎刈羽原子力発電所の耐震強化方針」について、「別添3に基づき武黒副社長から説明があり異議なく決定した。」とされている（甲51の4 第970回取締役会議事録）。以下、引用する。

「別添3 柏崎刈羽原子力発電所の耐震強化方針 平成20年5月16日

「柏崎刈羽原子力発電所の復旧に向けた重要なステップとなる耐震

安全性確保について、今後、次の方針で対応すること

○ 5 月末までに原子力安全・保安院に基準地震動を報告する予定であるが、これを踏まえ安全上重要な設備について耐震強化工事に着手することとし、基準地震動の報告・公表に合わせて、その旨公表する。

○ 工事は、今回中越沖地震で観測された最大加速度の 1.5 倍の値を基本に行う。

<理由>

(1, 2 略)

3. 耐震強化工事の設計値は、国の委員会の審議の俎上に乗せた基準地震動によるのではなく、設備の耐震性能を一律に向上させるという積極性を打ち出す観点から、今回の中越沖地震で観測された最大加速度の 1.5 倍の値を基本に行うこととしたい。」

この第 970 回取締役会において、耐震強化工事に着手するために国の委員会の審議を待つことなく、観測された最大加速度の 1.5 倍とすることを決定している。1.5 倍で十分かという問題はあるが、国の基準任せにしない姿勢と同じ姿勢で、福島の問題にも対処していれば、今回の事故は確実に防ぐことができたはずである。

(5) 第 971 回取締役会議事録（平成 20 年 6 月 26 日）

議事録によると、「柏崎刈羽原子力発電所の新しい基準地震動の国への報告等」がなされている。「武黒副社長から別添 9 に基づき報告があり、各取締役異議なく報告どおり了承した。」とされている(甲 51 の 5 第 971 回取締役会議事録)。以下、引用する。

「別添 9 柏崎刈羽原子力発電所の新しい基準地震動の国への報告等



平成 20 年 6 月 26 日

(1 略)

## 2. 耐震強化工事の着手

(1) 上記基準地震動の報告・公表と合わせて、同日、準備が整い次第 1, 000 ガル（建屋の数値であり、今回の中越沖地震で観測された最大の地震動の約 1. 5 倍）を前提に、安全上重要な設備について耐震強化工事に着手していく旨公表した。

その際、基準地震動の審議がこれからという段階で工事に着手することについては、止まっている原子力発電所においても、内部に使用済燃料等を有しており、耐震安全性を高めていくことが有用、とのスタンスで説明を行った。

(2) 上記公表の後、健全性確認が大部分終わった 6, 7 号機について、6 月 2 日から、配管サポート強化工事等の資材搬入、足場組み立て等の準備工事を開始、6 月 16 日から 7 号機の配管サポート強化工事を開始しており、6 号機についても準備の整った部分から、同様の工事を実施してゆく予定である。また、他号機についても、健全性確認の進捗に応じて準備を進めていく。

## 3. 反響等

(1) 上記 5 月 22 日の公表に対する反響としては、中央では概ね冷静な受け止めをいただく中、地元では、基準地震動が、従来の数値（450 ガル）に対して非常に大きくなったこと等から、不安を訴える声も聞かれた。

これに対して当社として、地域説明会の開催、新聞広告や TVCM 等のこれまでの理解活動に加えて、今後、地区毎での小規模説明会の開催等ねばり強い活動を継続することによって、ご理解を深めて頂けるよう努めていく。

(2) なお、耐震強化工事の着手そのものについては、「止まってい

る発電所においても、耐震安全性を高めることは有意義」との新潟県知事のコメントに代表されるように、運転再開の論議とは切り離して、概ね是認いただいているものと考えており、工事は今後とも粛々と進めてまいりたい。」

このように、被告取締役らは、耐震設計について飛躍的に強化せざるを得なくなったということを実感していたのである。

(6) 第973回取締役会議事録（平成20年7月28日）

議事録によれば、次のとおり柏崎刈羽原子力発電所の状況が報告されている（甲51の6 第973回取締役会議事録）。

「別添8 柏崎刈羽原子力発電所の状況（平成20年7月現在）平成20年7月28日

(1, 2略)

3. 耐震強化工事

(1) 5月22日の基準地震動の報告・公表と合わせて、準備が整い次第、1,000ガルを前提に、安全上重要な設備について耐震強化工事に着手していく旨公表、その後、機器レベルの健全性確認が先行している6, 7号機について、耐震強化工事を開始した。

具体的には、7号機、6号機の配管サポート強化工事を6月16日、7月4日からそれぞれ開始、7号機の原子炉建屋屋根トラス強化工事を7月14日から、6号機の原子炉建屋屋根トラス強化工事の準備工事を7月17日からそれぞれ開始した。

今後予定している6, 7号機の主な耐震強化工事は、上記以外では、排気筒の強化、天井クレーンの強化、燃料交換機の強化であり、これらを含めて、7号機は9月末、6号機はその1か月遅れ程度の目途での竣工を目指している。

なお、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋等、上記以外

の安全上重要な設備については、新しい基準地震動に対しても十分安全が保たれる強度を有しており、強化工事の必要はないと考えている。」

このように、柏崎については、この時点で耐震強化工事を開始したことがわかる。福島についても、この時点から耐震強化工事、耐津波強化工事に着手するべきであったし、着手することができたのである。なお、被告武黒が説明した別添8についても一部マスキングされており、原告らが事実を知るには不十分である。

(7) 第974回取締役会議事録（平成20年9月24日）

議事録によると、次のとおり柏崎刈羽原子力発電所の状況が報告されている（甲51の7 第974回取締役会議事録）。

「別添2 柏崎刈羽原子力発電所の状況（平成20年9月現在）

（中略）

2. 基準地震動の審議状況

（中略）

（2）審議の過程で、基準地震動を評価する対象の活断層であるF-B断層の長さについて、当社が示した34キロメートルよりも2キロメートル程度長いのではないかと、との意見が出され、最終的に原子力安全・保安院がこれを容れ、36キロメートルとする旨の判断を示した。

また、「不確かさの考慮」として、断層面の傾斜角や長さなどの不確かさのある各要素をどこまで取り入れる必要があるかについて、追加検討の要請が出された。

当社では、これらの判断・意見を踏まえて、基準地震動を見直し、9月22日に原子力安全・保安院に報告し、公表した。その値は、次ページの表に示すとおりであり、今後、これに対する審議が行われるこ

ととなるが、現在進めている耐震強化工事（後述）については、元々余裕を持って進めていることもあり、今のところ追加変更は生じない見込みである。」

この議事録では、東電の安全軽視の姿勢が際立っている。基準地震動を導く基となる活断層の長さが見直され長くなったことに、元々余裕を持っていたのだから追加変更はない見込みなどと、全く科学的な検証抜きに述べている。

(8) 第975回取締役会議事録（平成20年10月31日）

この第975回取締役会は、極めて重要である。同取締役会では、第4号議案として、「柏崎刈羽原子力発電所における耐震安全性強化工事等、及び福島第一・福島第二両原子力発電所における防災機能強化等の水平展開工事にかかる総予算の決定」が議論された（甲51の8 第975回取締役会議事録）。以下、引用する。

「本件について、議長より提案、武黒副社長から別添4に基づき、説明があった。

続いて、高津監査役から、既に計上した特別損失の中に、今回の柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性強化工事費が含まれているのか、との質問があり、武黒副社長から、今回、追加して行う工事は特別損失とは別に計上する旨、回答があった。

続いて野村監査役から、海外の原子力発電所と比べて、地震・安全対策は充分なのか、との質問があり、武黒副社長から日本は地震国であるため、耐震設計は欧米の原子力発電所より厳重に行われており、また、基準地震動を今回大幅に大きくし、それに見合った耐震強化工事を実施するとともに、災害時の対応についても強化しており、他国に類を見ない充実した対策である旨、回答があった

その後、議長が議件を諮ったところ、各取締役異議なく提案どおり

決定した。」とされる。

また、報告議案においても、「柏崎刈羽原子力発電所の状況（平成 20 年 10 月現在）」について、武黒副社長から別添 11 に基づき報告があり、各取締役異議なく報告どおり了承した。」とされる。

以下に別添 4 と別添 1 1 を示す。

別添 4

柏崎刈羽原子力発電所における耐震安全性強化工事等  
及び福島第一・福島第二両原子力発電所における  
防災機能強化等の水平展開工事にかかる総予算の決定

柏崎刈羽原子力発電所における耐震安全性強化工事等については、  
計画総予算を 1, 192 億円として実施すること。

福島第一・福島第二両原子力発電所における「災害に強い発電所」  
の構築のための防災機能強化等の水平展開工事については、計画総予  
算を 1, 044 億円として実施すること。

#### 1 提案理由

##### (1) 柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性強化工事等

柏崎刈羽原子力の耐震安全性強化工事等については、5月22日の基準地震動の報告・公表と同時に、基準地震動から導かれる原子炉建屋基礎版上での設定値（末尾注）を上回る1,000ガルを前提に工事を実施する旨を公表し（平成20年5月16日開催第969回取締役会決議）、準備の整った6,7号機から順次進めている。

今般、6,7号機の工事の進捗に伴い、この実績を踏まえたプラント全体の工事量の見通しが得られたことから、耐震安全性強化工事等の計画総算を1,192億円（うち平成20年度支出額は308億円）と設定し、下表に定める対策を実施することとしたい。

<表・略>

##### (2) 福島第一・福島第二両原子力発電所の水平展開工事

福島第一・福島第二両原子力においては、新潟県中越沖地震を踏まえ、「災害に強い発電所」を構築することを目指し、防災機能強化対策などについて、柏崎刈羽原子力において実施する対策の水平展開を図っていく。

あわせて、柏崎刈羽原子力に比べて設計上または劣化等により耐震性の低いと考えられる設備を対象とする固有の対策も実施する。

今般、上記対策にかかる計画総予算を 1,044 億円（うち平成 20 年度支出額は 66 億）と設定、下表に定める対策を実施することとした。

対策内容	予算（億円）	主要件名
防衛機能強化対策	330	屋外消化配管改造、変圧器防災配管新設、免震重要棟設置、変圧器ダクト耐震対策など
放射性物質漏えい防止対策	331	気体放射性廃棄物処理系埋設配管取替・地上化など
人身・設備災害防止対策	36	ドラム缶・仮置物品等固縛など
復旧遅延防止対策	347	開閉所機器の耐震強化・増容量化、主要建屋廻り地盤強化、ろ過水水源強化など
合計	1,044	

### (3) 会計上の整理

これらの対策実施に伴う支出は、機能強化を目的とするものであることから、会計上は、除却費等一部を除き殆どが資産計上される。

なお、柏崎刈羽原子力における現状復旧のための工事（会計上は費用となる。）については、平成 20 年 3 月期の決算において、プラント全体の見積額として 1,921 億円を「特別損失」として計上済みである。

## 2 今後の進め方

今後、柏崎刈羽原子力における耐震強化工事、及び福島第一・福島

第二両原子力における防災機能強化等の水平展開工事を実施していくにあたっては、最大限のコストダウンに努めることとする。

なお、計画総予算については、今後の耐震安全性評価や工事の詳細設計の内容により、変動する可能性があるため、現時点では概略の公表にとどめる。

(中略)

#### 参 考

柏崎刈羽原子力発電所の耐震強化工事の計画総予算 1,192 億円のうち、耐震安全強化対策の総予算は、1,006 億円となっており、号機毎の平均は 144 億円 (1,006 億円 / 7) となる。

参考までに、新聞報道によれば、A 電力の BWR プラントにおいて実施された耐震安全性強化工事の実績は、1 プラントあたり数十億から百億円程度と伝えられている。

当社の場合、A 電力の事例に比べて建設の設計の違いにより耐震サポート設置の工事物量が大きくなっていること、A 電力では実施していない屋根トラス強化工事を実施することから差異が発生しているものと考えられるが、比較において特異な金額となっていないと判断している。」

ここで重要なのは、「柏崎刈羽原子力に比べて設計上または劣化等により耐震性の低いと考えられる設備を対象とする固有の対策も実施する。」として、取締役会らは、福島第一原子力発電所には、柏崎刈羽原発よりも耐震性の低い設備があることを認識していたという事実である。

#### 「別添 11

柏崎刈羽原子力発電所の状況 (平成 20 年 10 月現在)

平成 19 年新潟県中越沖地震で被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧に向けての主要なプロセスの進捗状況は、次のとおりである。

(中略)

## 2 耐震安全性評価

～地盤・地盤調査結果を踏まえ今後の耐震設計の前提となる基準地震動を策定した上で、この基準地震動に基づく発電所の耐震安全性（一部設備については適切な耐震強化工事実施後の耐震安全性）を解析等により評価するプロセス。

### (1) 基準地震動の策定

基準地震動については、5月22日の報告・公表以降の国の委員会等での審議を踏まえ、9月22日に新しい基準地震動を報告・公表した（末尾注）。

### (2) 審議状況

その後引き続き、国の委員会等で審議が続けられてきたが、審議の進捗を踏まえ、原子力安全・保安院が、10月24日の「地質・地盤、地震・津波合同WG」において、当社の報告した地質調査結果並びに基準地震動を妥当とする中間報告書（案）を提出・報告し、さらに同WGの親委員会にあたる「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」が10月29日に開催され、報告された基準地震動の妥当性を確認するなど、原子力安全・保安院サイドの委員会の審議は収束しつつある。

また、原子力安全委員会サイドの「耐震安全性評価特別委員会」においても、10月23日に従来検討を求められていた事項（F-B断層による地震動を、念のためさらに別の方式で算定し、基準地震動の妥当性を確認すること等）について当社から回答、特段の異論は出されず、また同月30日にも、上述の中間報告書（案）に基づいて基準地震動の審議が行われるなど、相応の進捗感が見られる。

新潟県技術委員会・「地震、地質・地盤小委員会」においても議論が続けられている。



(3) 耐震安全性の確認（バックチェック）

基準地震動に基づく耐震安全性の確認は、基準地震動が確定した後のプロセスとなるが、1,000ガルを前提に進めてきた耐震強化工事の終了（後記）を踏まえ、当社の自主的な取り組みとして、7号機の安全上重要な設備のうち、原子炉圧力容器、格納容器等特に重要な設備について、解析を行い耐震安全性に問題がない旨の確認を実施中である。

3 耐震強化工事等

～耐震強化工事は、基準地震動に対する耐震安全性が求められる安全上重要な設備のうち、解析の結果、安全上の裕度が小さいと判断された設備について行う耐震安全性を高めていくための工事をいう。

(1) 耐震強化工事の実施

5月22日の基準地震動の報告・公表と合わせて、当社は、建屋（原子炉建屋基礎版上）での加速度1,000ガルを前提に安全上重要な設備についての耐震強化工事に着手していく旨公表、機器レベルの点検・評価の進んでいる6,7号機について、工事を開始、現在まで順調に進めている。

(2) 6,7号機の耐震強化工事の進捗状況

7号機の耐震強化工事は、次の通り、いずれの工事も完了あるいは完了目前の次況にある。

- ・ 配管サポート強化工事 6月16日～11月3日目標
- ・ 原子炉建屋屋根トラス強化工事 7月14日～9月30日完了
- ・ 排気筒強化工事 9月5日～10月16日完了
- ・ 燃料取替機強化工事 8月8日～11月2日目標
- ・ 原子炉建屋天井クレーン強化工事 9月16日～10月27日完了

また、6号機の耐震強化工事についても内容は同様であり、7号機

のスケジュールと概ね 2 か月弱程度の差をもって進捗している。」

このように、柏崎刈羽原発で実施した、基準地震動を今回大幅に大きくし、それに見合った耐震強化工事を実施するとともに、災害時の対応についても強化する対策を、福島第一第二原発でも水平展開する旨の決定を行っているのである。さらに、取締役らは柏崎刈羽原子力に比べて福島第一原発には、耐震性の低い設備があることを認識していたのである。

そうすると、福島第一への水平展開の内容は、柏崎刈羽原発での実施内容よりも厳しいものとなるべきである。

もっとも、上記取締役議事録における対策は、はなはだ不十分なものである。なぜそのような不十分なものとどまったのか、あるいは翌年度からほんとうに実施がされたのか、それとも先送りされたのかについては議事録から読み取ることができない。なお、被告武黒が説明した別添 1 1 についても一部マスキングされており、原告らが事実を知るには不十分である。

#### (9) 小括

このように、取締役らは、福島第一原発に対して、柏崎刈羽の実施内容よりも厳しい対策を水平展開すべき義務を負っていたというべきである。

しかしながら、国会事故調によると、福島第一原発において、ほとんど耐震補強工事がなされなかったことが明らかになっている（甲 29 73 頁ないし 80 頁）

そうだとすると、少なくとも上述の取締役会に出席した取締役勝俣恒久、木村滋、鼓紀男、藤本孝、山崎雅男、武井優、山口博、西澤俊夫、相澤善吾、内藤義博、青山侑、清水正孝、森田富治朗、藤原万喜夫、武藤栄、武黒一郎、田村慈美は、中越沖地震の教訓を踏まえた対策を本件福島原発でも実施すべきであることを認識していながら、そ

れを怠ったというべきである。」

## 付録2 株主総会における中越沖地震に関する指摘と回答

この資料は、東京電力株主運動が株主提案を行い、質問をし、その経過を毎年、株主総会議事録として公表してきたものから、中越沖地震への対応が議論された平成20年（2008年）、平成21年（2009年）の総会における株主と役員との質疑を抜粋したものである。

このやりとりからも、原発の地震対策について、重要な指摘を受けながら、真剣にこのような懸念に対応しなかった東京電力と被告訴人らの姿が浮かび上がる。

### （1）平成20年（2008年）の株主総会について

上述のように、東京電力と被告ら役員は耐震設計、対津波設計の根本的な見直しの必要性を中越沖地震の際の柏崎の被災から学ぶことができたのであり、従来にも増して地震・津波時の原発の安全性について、厳格に考慮を払わなければならない状況を被告らに認識させた。

事実、新潟県中越沖地震の影響により、平成20年（2008年）の株主総会は、前年7月以降、柏崎刈羽原子力発電所の全プラントが運転を停止している状況で開催され、事前質問や会場質問は柏崎刈羽原発に関するものに集中し、株主提案としても、前年の中越沖地震が耐震設計を2.5倍上回る揺れを観測したことやマグニチュード8クラスの地震を引き起こす可能性のある長岡西縁断層の存在などから、刈羽原発の廃炉などが出された。

なお、白川副社長（当時）は「いただいたご要請等やそれに対する回答につきましては、社長も確認しております。」と述べている。

会場での質問に対して、被告藤本は、中越沖地震にともなう柏崎刈羽原発の損傷につき、「今後、今回の事象を踏まえ、対策を水平展開していく予定であります。」と述べている。

また、被告訴人武黒は、柏崎刈羽の健全性は保っていると繰り返しつつも、「今回新たに決めました設計基準地震動は、海中の活断層につ

いては、M7.0という評価をいたしておりますが、これらも含めて建物の設計に生かし、そしてそれによって建物が健全性を十分確保できるということを確認をして、安全評価を進め」「今回の教訓を踏まえて、より安全な原子力発電所として、安定して稼働ができるように取り組んでまいります」と教訓にする旨述べている。

## (2) 平成21年(2009年)株主総会について

さらに、翌年平成21年(2009年)株主総会において、被告清水は、「柏崎刈羽原子力発電所におきましては、プラントの健全性の確認・評価や復旧工事を進めるとともに、施設の耐震設計に用いる新たな基準地震動を策定し、国の委員会等での審議・確認を受けながら、必要な耐震強化工事を実施しております。今後も同発電所の復旧に向け設備の点検・評価、耐震強化工事などを慎重かつ着実に進めてまいります。また、同発電所で得た知見を他の原子力発電所にも適切に反映し、一層安全・安心な原子力発電所の構築に取り組んでまいります。」と述べている。

このように、被告取締役らは、中越沖地震による柏崎刈羽原発の損傷、耐震設計基準、プラントの健全性等につき、他の原発、すなわち本件福島第一原発へ水平展開の必要性・重要性を認識し、対応する旨の発言を繰り返していた。